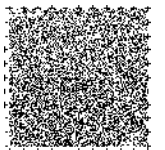


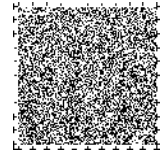
第2章

計画の背景



1

地域福祉を取り巻く動向



(1) 国の動向

平成 28 年 6 月の「ニッポン一億総活躍プラン」において国民の安心した生活を支える新しいビジョンである「地域共生社会」が示され、「地域共生社会」の実現に向けて法制度や対策が進められました。

平成 30 年 4 月施行の社会福祉法一部改正では、市町村に地域住民の抱える多様な課題に対応する「包括的な支援体制の整備」と、福祉分野の共通的な事項を記載する上位計画として「地域福祉計画の策定」が努力義務に規定されました。

図：地域共生社会のイメージ



令和 3 年 4 月施行の社会福祉法等の一部改正では包括的な支援を提供する体制である「重層的支援体制整備事業」(市町村任意事業)が創設されたほか、生活困窮者自立支援法、LGBT理解増進法、こども基本法等が施行されました。また、令和 3 年に「孤独・孤立対策の重点計画」が策定され、孤独・孤立対策が本格的に取り組み始め、令和 6 年 4 月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

▼国の主な動向

平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行(平成 28 年 5 月)● 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定(平成 28 年 6 月)● 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行(平成 28 年 12 月)
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行(平成 30 年 4 月)
令和元年度	<ul style="list-style-type: none">● 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行(令和元年 9 月)
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行(令和 3 年 4 月)● 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」改定(令和 3 年 5 月)● 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定(令和 4 年 3 月)
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定(令和 5 年 3 月)
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「こども基本法」施行(令和 5 年 4 月)● 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行(令和 5 年 6 月)● 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行(令和 6 年 1 月)
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行(令和 6 年 4 月)● 「孤独・孤立対策推進法」施行(令和 6 年 4 月)● 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」施行(令和 6 年 9 月)
令和 7 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「災害対策基本法等の一部を改正する法律」施行(令和 7 年 7 月)● 「住宅セーフティネット法等の一部を改正する法律」施行(令和 7 年 10 月)● 「厚生労働省社会保障審議会福祉部会による報告書」公表(令和 7 年 12 月)

(2)東京都の動向

東京都では、平成18年2月に「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定しました。

その後、社会福祉法改正等の動向を受け、平成30年3月に「東京都地域福祉支援計画」、令和3年12月に「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定しました。

続いて令和5年度には「第二期東京都地域福祉支援計画」（計画期間：令和3～8年度）の中間見直しを行っています。

▼第二期東京都地域福祉支援計画の概要

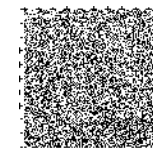
計画の目指す姿	「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進する
地域共生社会とは	「高齢者」「障害者」といった制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の姿
計画の3つの理念	①誰もが、所属や世代を超え、地域でともに参加・協働し、互いに支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことが出来る東京 ②地域の課題について、身近な地域において包括的に相談出来、解決に向けてつながることができる東京 ③多様な主体が、それぞれの専門性や個性を生かし、地域づくりに参画することができる東京
テーマ① 地域での包括的な支援体制づくりのために	◆ 包括的な相談・支援体制の構築 ◆ 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築 ◆ 住民参加を促す身近な地域の居場所づくり ◆ 地域住民等による地域の多様な活動の推進 ◆ 対象を限定しない福祉サービスの提供
テーマ② 誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために	◆ 住宅確保要配慮者*への支援 ◆ 生活困窮者への総合的な支援体制の整備 ◆ 多様な地域生活課題への対応 ◆ 権利擁護**の推進 ◆ 災害時要配慮者**対策の推進
テーマ③ 地域福祉を支える基盤を強化するために	◆ 民生委員・児童委員の活動への支援 ◆ 福祉人材の確保・定着・育成 ◆ 福祉サービスの質の向上
改定の主なポイント	▶ 前計画後の社会情勢の変化を反映（社会福祉法の改正、コロナ禍の影響 など） ▶ 顕在化した新たな地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述（孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進、災害に強い福祉の推進、デジタルデバイド**の是正など） ▶ 区市町村の取組状況について、ヒアリング等により詳細な状況を把握し、事例として紹介

*住宅確保要配慮者：高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等、住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。

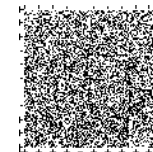
**権利擁護：自らの権利を表明することが困難な認知症高齢者や障害者等の代わりに代理人である援助者等が当事者を権利の侵害から守るとともに、権利の表明や行使等の支援を行うこと。

**災害時要配慮者：災害時に特に配慮を要する者（寝たきり等の要介護高齢者や認知症の人、障害者（障害児を含む。）、難病患者、乳幼児、妊産婦等）。

**デジタルデバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。



2 江東区の現状



(1) 地域福祉に係る主なデータ

本区における人口等の動向と地域福祉への影響を整理しました。

各データの詳細は、資料編 1 統計グラフ (P52～P56) に掲載しています。



①人口 / 外国人住民数	②年齢(3区分)別人口	③世帯数 / 1世帯当たり人員	④出生数 / 合計特殊出生率	⑤町会・自治会加入率
525,952人 / 29,275人 (令和4年1月1日) ↓ 543,193人 / 41,387人 (令和8年1月1日)	年少人口(0～14歳) 66,563人 生産年齢人口(15～64歳) 346,388人 老年人口(65歳以上) 113,001人 (令和4年1月1日) ↓ 年少人口(0～14歳) 63,403人 生産年齢人口(15～64歳) 367,196人 老年人口(65歳以上) 112,594人 (令和8年1月1日)	276,477世帯 / 1.90人 (令和4年1月1日) ↓ 297,147世帯 / 1.83人 (令和8年1月1日)	3,680人(年間) / 1.11 (令和4年1月1日) ↓ 3,471人 / 1.04 (令和6年1月1日)	56.6% (令和4年4月1日) ↓ 53.1% (令和7年4月1日)



人口、外国人の増加	少子化、高齢化の進展	世帯の増加、世帯の小規模化	出生数の伸び悩み	地域活動参加者の伸び悩み
↓ ● 価値観の違いや多様性の理解促進が必要 ● 地域における多文化共生に向けた取組が必要	↓ ● 労働力人口の減少 ● 仕事と育児・介護の両立支援の普及が必要 ● 終末期、看取り等の支援が必要	↓ ● 単身世帯等の孤立化防止対策が必要 ● 住宅セーフティネットの強化が必要	↓ ● 将来の地域の担い手不足 ● 手厚い子育て支援が必要 ● こども・若者特有の課題への対応が必要	↓ ● 地域コミュニティの希薄化への対策が必要 ● 地域活動の担い手不足への対策が必要

各データの詳細は、資料編 1 統計グラフ
(P52~P56)に掲載しています。



⑥要介護認定者数 / 認定率	⑦障害者手帳所持者数	⑧生活保護被保護人員 / 保護率 / 自立相談支援事業相談件数	⑨虐待等相談対応件数	⑩不登校・児童・生徒数
<p>21,655人 / 19.0% (令和3年12月31日)</p> <p>↓</p> <p>23,700人 / 20.8% (令和6年12月31日)</p> <p>※要支援・要介護認定者数(65歳以上)</p>	<p>身体障害者 15,520人 知的障害者 3,630人 精神障害者(手帳所持者) 5,510人 (令和4年3月31日)</p> <p>↓</p> <p>身体障害者 15,275人 知的障害者 3,849人 精神障害者(手帳所持者) 6,322人 (令和7年3月31日)</p> <p>※複数の手帳所持者をそれぞれの障害に カウントしているため、実数と異なる</p>	<p>9,250人 / 17.55% (令和4年3月31日)</p> <p>3,554件 (令和3年度)</p> <p>↓</p> <p>8,497人 / 15.64% (令和7年3月31日)</p> <p>3,850件 (令和6年度)</p> <p>※保護率：人口千人当たりの被保護人員 (単位：パーミル(‰)) ※件数は延べ相談件数</p>	<p>児童 1,356件 DV* 402件 高齢者 135件 障害者 18件 (令和3年度)</p> <p>↓</p> <p>児童 1,770件 DV 473件 高齢者 158件 障害者 42件 (令和6年度)</p> <p>※児童は相談通告件数 DVIは相談件数 高齢者は新規受付件数 障害者は相談・通報件数</p>	<p>小学校 296人 / 中学校 449人 (令和3年度)</p> <p>↓</p> <p>小学校 533人 / 中学校 576人 (令和6年度)</p> <p>※区立小中学校、義務教育学校</p>



認定者数の増加	障害者数の増加	生活困窮に関する相談の増加	虐待等相談対応件数の増加	不登校児童・生徒数の増加
<p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護・医療サービス等の需要が拡大 成年後見等の権利擁護の需要が拡大 介護の担い手の確保、家族への支援が必要 	<p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉・医療サービス等の需要が拡大 親亡き後の生活支援が必要 	<p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護に至る前段階での就労・生活支援が必要 貧困の連鎖を防ぐこどもの教育機会の確保が必要 	<p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待等を未然に防ぐ啓発が必要 関係機関と連携した早期発見、分野横断的な支援が重要 継続的な支援体制が必要 	<p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育機会の多様化と質の確保が必要 こども・若者が地域や社会とつながる機会拡大が必要

**不登校：何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない・あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者

**DV：配偶者間暴力(ドメスティック・バイオレンス)のこと。配偶者や恋人等のパートナーから受ける身体的・精神的・性的暴力のこと。

